

公 示 日：2026 年 8 月 26 日（水）

調達管理番号：26a00294

国 名：ラオス国

担 当 部 署：社会基盤部都市地域開発グループ第一チーム

調 達 件 名：ラオス国チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビー
ィングなまちづくりプロジェクト（まちづくり調整（合意形成）
／業務調整）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務 ：まちづくり調整（合意形成）／業務調整
- （2） 格 付 ：3 号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 在勤地：ビエンチャン市
- （5） 契約履行期間（予定）：2026 年 10 月下旬から 2029 年 11 月上旬
- （6） 渡航期間：2027 年 3 月中旬から 2029 年 10 月中旬予定
- （7） 業務量の目途：31 人月

2. 業務の背景

（1）要請の背景

現在、無償資金協力「チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画」が進められている。同事業は、障害者を含むアスリートや市民によるスタジアムの利用を通じて、国内の障害者の社会参加の促進、スポーツ・文化活動の振興、都市環境の改善に寄与することを目的としている。一方で、ラオス政府からは、スタジアム施設そのものの整備に加え、周辺エリアにおけるインクルーシブな空間形成やアクセシビリティの向上を含む、周辺エリア全体の活性化及びまちづくりへの支援についても期待が寄せられている。具体的には、ラオス側からは、現在の General Plan は建築許可、開発許可ベースとするには不十分であり、より狭い

範囲を対象とした Detail Urban Plan（地区計画）の作成及びそれに伴う能力強化の要望が挙げられ、「チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト」（以下、本プロジェクト）実施の要請となった。

（２）ウェルビーイングなまちづくりの定義

本プロジェクトの協力対象エリア（スタジアム周辺）にはスタジアム、ユニバーサル・アクセシビリティ、スポーツ、ウォークアビリティ、BRT、観光、歴史、マーケット等、多様な要素が存在している。本プロジェクトを特徴づけるために特定のテーマや視点のみに焦点を当てることは、対象地区の多面的な価値や課題を十分に捉えられないだけでなく、一部の関係者や利用者を結果として排除してしまう可能性がある。このような背景を踏まえ、本プロジェクトでは、対象地区に関わる多様な主体を包括する上位概念として「ウェルビーイング」を本プロジェクトのコンセプトに位置付ける。

本プロジェクトにおける「ウェルビーイングなまちづくり」は現時点で以下のように定義する：

「都市の空間、制度、サービスの改善を通じて、人々が安全に移動でき、特に歩きやすい環境を確保する。また、公共空間や公共サービスへのアクセスを可能とし、まちづくりの計画や実施に関する意思決定への主体的な参加を目指す。あわせて、障害者や女性を含む多様なステークホルダーの参画と意見を重視し、安全性・快適性・経済性の観点から、多様な人々の生活の質の向上を図る。」

ただし、上記の定義は現時点における暫定的な理解に基づくものであり、今後案件を推進していく中で、ラオスの人々にとってのウェルビーイングの意味や構成要素について、関係者とも協議を重ねながら整理していく。その上で、本プロジェクトにおけるウェルビーイングの概念について、関係者間でより狭義かつ実務的な共通認識の醸成を目指し、その認識に伴って地区詳細計画の策定及びモデルストリート整備を進めることとする。

（３）本専門家派遣の目的

「チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト」の実施に際しては、短期シャトル派遣となる業務実施契約によるコンサルタント（以下、専門家チーム）と同（現地滞在型）による「チャオ・

アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト（まちづくり調整（合意形成）／業務調整）（現地滞在型）」（以下、長期専門家）によるハイブリッド型での実施体制を想定しており、ウェルビーイングなまちづくりの実現に向けて、両者がそれぞれの役割を補完しながら一体的に活動を推進することが求められる。

ウェルビーイングなまちづくりを推進するにあたり、専門家チームが短期間の派遣を通じて専門的知見の提供や技術的助言を担う一方、長期専門家は現地常駐の利点を生かし、多様な地域ステークホルダーとの関係性を構築するとともに、継続的な協議・対話の場の形成及び合意形成の仕組みづくりと運営を支援する。また、C/P 機関が関係機関間の調整役として、地区計画の策定及びモデルストリート整備に係る協議・実施が円滑に進められるよう支援を行う。さらに、これらの活動をカウンターパートである公共事業運輸省（MPWT）及び首都ビエンチャン公共事業・運輸局（DPWT）と協働で進めることにより、地域参加型まちづくりに係る行政側の計画・調整・合意形成能力の向上を図る。

（４）プロジェクト全体の目指すべきこと

ウェルビーイングなまちづくりの推進を通じて、C/P 機関の都市開発・まちづくりに係る実務能力の向上を主要な目的とする。

また、本プロジェクトは専門家チームや長期専門家が主導して計画を作成するのではなく、C/P 機関が主体となって関係機関や住民等との合意形成を進め、自ら計画策定に取り組むことを基本方針とする。専門家チームや長期専門家は、C/P 機関による主体的な取組を支援しながら技術移転を行う。

さらに、多様な関係者を積極的に巻き込み、創意工夫を重視した柔軟なアプローチを採用する。また、本プロジェクトを通じて蓄積される経験や知見を活用し、プロジェクト終了後も C/P 機関が自立的に計画策定やまちづくりを推進できるよう、大学等の教育・研究機関との連携を推進し、ローコストな手法を取り入れ、持続可能な実施を目指す。加えて、これまでの協力事業の既存成果を積極的に活用する。

（５）本プロジェクトの構成

本プロジェクトでは、以下のとおり３つの成果を設定している。

- 成果１：スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりにかかる地域ステークホルダーとの合意形成の体制が整備される。
- 成果２：地域ステークホルダーと共にウェルビーイングなまちづくり計画を

策定する能力が強化される。

- 成果3：ウェルビーイングなまちづくり推進能力が強化される。

※詳細は別紙 1_案件概要表案件、及び、配布資料・本プロジェクト案件に関連する他の公示（2件）資料参照

（6）先方実施体制

本プロジェクトは、公共事業運輸省（MPWT）住宅都市計画局（DHUP）をC/Pとした技術協力の要請書がラオス国政府から提出されたものである。本プロジェクトでは DHUP とビエンチャン都公共事業局（DPWT）を主要なカウンターパートとする。

ウェルビーイングなまちづくりの推進においては様々な関連機関との調整が必要となるため、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：以下、「JCC」という。）を通じてプロジェクトの活動について議論、共有し、意思決定を図る。日々の実務については、テクニカルワーキンググループ（TWG）や地域ステークホルダーミーティングを通じて関係機関との活動・協議を進める。

また JCC 開催においては、スタジアムの運営を担う教育スポーツ省（MoES）やインクルーシブを担う労働社会福祉省の参加も予定している。さらに、計画作成の技術や知識の普及のために、大学等広範囲の関係者との連携を目指す。（本プロジェクトへのラオス大学の協力について打診中。）

（7）共創環流

本案件では、ラオスと日本の地方自治体との共創及び知見の環流を促進し、将来的に発展的な連携につなげることも期待されている。これまでの事前検討、意見交換及び現地訪問等を通じて、第一回 Study Visit（本邦研修）の訪問先として中部地方の二都市が想定されている。また、その他の自治体との連携も今後検討していく。Study Visit の実施にあたっては、各自治体への視察や講義といった従来型の本邦研修の内容に留まらず、自治体、学校、地域住民、民間団体等との相互交流の場も盛り込むことを目指す。また、可能であれば自治体職員によるラオス訪問や現地セミナー開催等も想定。案件終了後の将来的な関係性の持続・発展を見越し、多様な主体を巻き込んだ関係構築や協働の機会創出を目指す。

3. 期待される成果

- （1）「チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト」専門家チーム及び「スタジアム企画運営アドバイザー」（人

人間開発部主管：現地滞在型長期専門家）との戦略的な連携

- (2) ウェルビーイングなまちづくりに向けた協議・対話及び合意形成の促進
- (3) ウェルビーイングなまちづくりの推進に向けた C/P との協働を通じ、C/P の地域参加型まちづくり及び合意形成に関する調整能力並びにファシリテーション能力が強化される。

4. 業務の内容

- (1) 「チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト」専門家チーム及び「スタジアム企画運営アドバイザー」（人間開発部主管：現地滞在型長期専門家）との戦略的な連携

- ① 本長期専門家は、「チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト」専門家チーム（以下、専門家チーム）の活動開始後約 6 か月を目途に現地への派遣を想定している（2027 年 3 月頃派遣予定）。長期専門家は専門家チームと緊密に連携しながら「チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト」（以下、本プロジェクト）の各目標や成果の達成に取り組む。
- ② 本長期専門家は、「スタジアム企画運営アドバイザー」（人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム主管・現地滞在型。2026 年 8 月活動開始予定。以下、スタジアム企画運営アドバイザー）とも連携しながら、本プロジェクトの各成果の達成に向けて取り組む。

- (2) ウェルビーイングなまちづくりに向けた協議・対話及び合意形成の促進^{1,2}
ウェルビーイングなまちづくりを推進するため、長期専門家は多様な地域ステークホルダーとの関係構築を進めるとともに、関係者をつなぐハブとして機能し、地域参加型まちづくりに係る継続的な協議・対話の場の形成及び合意形成の促進を図る。また、専門家チームとの役割分担のもと、関係機関との調整や各種活動の実施支援を行い、事業の円滑な推進に貢献する。

- ① 地域ステークホルダー会議の運営・調整

専門家チームが地域ステークホルダーを把握し、組織を設置した後（案件

¹ ①地域ステークホルダー会議の運営・調整 ⑤地区計画策定に係る連携・調整支援 ⑥モデルストリート整備及び関連イベントの実施支援、の記載内容を確認の上、関係者のオーナーシップの醸成や参加者からの意見を引き出す手法、持続的な参加のインセンティブを生み出すための方法を提案すること。

² ③キックオフイベントの実施支援 ⑥モデルストリート整備及び関連イベントの実施支援、に記載している内容を参照した上で、専門家チームやスタジアム企画運営アドバイザーとの日常的な情報共有、コミュニケーションの実施方法等を含めた効果的な連携方法を提案すること。

概要表：活動 1-1 および 1-2)、長期専門家は多様な関係者との関係構築を進めるとともに、定期的なステークホルダー会議の運営・調整を担う。また、会議を通じて継続的な対話と協働を促進し、合意形成の基盤強化を支援する。(案件概要表：活動 1-2 の一部)

② 日本の自治体関係者との調整

長期専門家は案件主管部と連携し、日本の自治体関係者との調整窓口として機能する。Study Visit (本邦研修) 受け入れに向けた事前調整・ラオス側送り出し準備及び調整業務を担う。なお、本邦研修のコンテンツ及びプログラム内容の企画・検討は専門家チームが担当する。さらに、日本の自治体関係者の現地への受入れ等に関しても、長期専門家が調整業務を担当し、在外事業強化費(長期専門家に臨時会計役を委嘱予定)を用いて受け入れ業務を担う。(案件概要表：活動 1-3)

③ キックオフイベントの実施支援

専門家チームが主導する一方、長期専門家は、専門家チーム及びスタジアム企画運営アドバイザー、地域ステークホルダーと連携して、ウェルビーイングなまちづくりに向けたキックオフイベントの企画・検討に参画する。また、長期専門家は現地調整や関係者との協議を通じ、専門家チームによるイベント実施を支援する。(案件概要表：活動 1-4)

④ 啓発活動及び能力強化活動の実施

専門家チームが企画・検討した啓発活動及び能力強化プログラムに基づき、長期専門家が在外事業強化費を用いて主体的に活動を実施する。(案件概要表：活動 1-5 に相当)

⑤ 地区計画策定に係る連携・調整支援

専門家チームが主導する一方、長期専門家は地域ステークホルダー、大学、行政機関等との連携・調整を担い、地域の意見やニーズを計画策定プロセスに反映できるよう支援する。(案件概要表：成果 2 にかかる活動)

⑥ モデルストリート整備及び関連イベントの実施支援

専門家チームが主導する一方、長期専門家は、専門家チーム、スタジアム企画運営アドバイザー、地域ステークホルダー、教育スポーツ省等と協議しながら、モデルストリート整備及びモデルストリートを活用したイベントの企画・検討に参画する。また、関係行政機関等との連携・調整を担い、地域の意見やニーズがモデルストリート整備やイベント実施計画に反映できるよ

う支援する。(案件概要表：成果3にかかる活動)

(3) C/P の調整能力及びファシリテーション能力の強化³

ウェルビーイングなまちづくりの推進プロセスを C/P との協働により実践することで、地域参加型まちづくりに必要な関係者間の調整能力及びファシリテーション能力の向上を図る。また、案件を通じて得られた知見や経験を整理・蓄積し、今後のまちづくり施策に活用可能なナレッジとして定着させる。

① 関係性構築及び合意形成プロセスの実践

長期専門家は C/P と協働しながら、多様なステークホルダーとの関係構築及び合意形成に取り組む過程において、対話の場の運営手法や関係者間の調整手法を実践的に共有し、C/P による主体的なファシリテーション及び調整能力の向上を支援する。

② 地域参加型まちづくりに関する知見・手法の整理・蓄積

案件の実施を通じて得られた地域参加型まちづくり及び合意形成に関する経験、教訓、手法等について整理・文書化を行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	現地の多様なステークホルダーとの関係性構築および合意形成に係る手法や進め方	(2) ウェルビーイングなまちづくりに向けた協議・対話及び合意形成の促進
2	専門家チーム及びスタジアム企画運営アドバイザーとの連携・業務調整の進め方と留意点	(2) ウェルビーイングなまちづくりに向けた協議・対話及び合意形成の促進
3	C/P への地域参加型まちづくり推進能力強化の手法	(3) C/P の調整能力及びファシリテーション能力の強化

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

³ プロジェクト終了後に C/P が自立的にまちづくりを推進するための能力向上を身に着けるため、本プロジェクト期間中にどのような手法・工夫で行うかを提案すること。

類似業務経験の分野	国内外問わず都市計画、まちづくり、地方活性化、官民連携にかかる業務経験、JICA 事業における業務調整の経験
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ⁴	渡航開始より2か月以内	社会基盤部（CC:ラオス事務所）	英語	電子データ	-
			日本語	電子データ	-
		C/P 機関	英語	電子データ	-
3 か月報告書	渡航開始より3か月ごと ⁵	国際協力調達部（CC:社会基盤部）	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部（CC:社会基盤部、ラオス事務所）	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	社会基盤部（CC:国際協力調達部、ラオス事務所）	日本語	電子データ	-

6. 業務上の特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は3月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関し

⁴ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁵ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

ては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者（長期専門家以外）は以下の通りです。

- ア 業務主任者/都市計画（地区計画）
- イ 都市情報管理（GIS）
- ウ コミュニティ活動促進/Study Visit 調整管理
- エ モデルストリート整備
- オ 障害主流化

※現在調達中につき、今後変更の可能性あり。

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。依頼メール件名：「資料送付依頼_（調達管理番号）」

- ・ R/D
- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ ラオス国「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」_都市経営プラットフォーム（UMP）
- ・ ラオス国「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」_Guideline for Promotion of Collaborative Urban Development（En）
- ・ 連携自治体案（※非公開資料として限定共有）

- ② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ ラオス国「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12388310.pdf>

- ・ ラオス国 チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20260805_265399_1_02.pdf

- ・ ラオス国スタジアム企画運営アドバイザー業務（現地滞在型）_公示資料

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 9 月 9 日12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 9 月 18 日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 9 月 30 日16:00～17:30
4	評価結果の通知	2026年 10 月 5 日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家 族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1 部
- (3) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER
を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,314,000	1,480,000
	個人	1,002,000	1,169,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		321,500	334,700

③ 住居費：1,500 ドル／月

④ 航空賃（往復）：377,310 円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：公共事業運輸省内における執務スペース提供
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに

記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4) 臨時会計役の委嘱⁶

業務に必要な経費については、JICA ラオス事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5) その他留意事項

1) 以下の派遣前（後）業務を委嘱します。

業務内容	業務量（人日）
A 本案件に関する情報整理	15 日間
B 本邦研修への帯同	5 日間
C 本案件の活動計画作成	5 日間

2) 業務委嘱期間：2026 年 1 月上旬～2026 年 2 月中旬

3) 業務単価（月額） 法人：898,435 円／月
個人：558,305 円／月

以上

⁶ 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかしながら、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名：ラオス人民民主共和国（ラオス）

案件名：（和）チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト

（英）The Project for Well-Being Urban Development Centered on the Chao Anouvong Stadium

2. 事業の背景と必要性

（１） 当該国における首都ビエンチャンの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

首都ビエンチャンは、面積 3,920 km²にラオスの人口約 758 万人のうち約 103 万人（2024 年、ラオス統計局）が居住する。近年の経済成長と人口増に伴い、市街地から郊外の農村地への急速な都市拡大が進んでいるが、十分なインフラが整わず、生活環境の悪化や緑地・湿地の消失等の都市問題が生じつつある。こうした状況を踏まえ、ラオス政府はバランスのとれた持続可能な発展を目指すべく、「第 8 次社会経済開発 5 か年計画（2016～2020）」にて「環境保全エリアと開発エリアの明確化に向けた都市及び郊外における開発計画策定」を打ち出し、「第 9 次社会経済開発 5 か年計画（2021～2025）」では「強靱なインフラ開発、地域ポテンシャルの活用」、「第 10 次社会経済開発 5 か年計画（2026～2030）」においては「自然環境保全とレジリエンス強化」を重点施策の一つとして掲げている。

我が国は、急速な都市化に伴う都市問題に対し、総合的な都市開発の計画に基づく適切な取組を図ることを目的として 2011 年に「首都ビエンチャン都市開発マスタープラン」（以下、「MP」という。）の策定協力を行った。また、「都市開発管理プロジェクト（2013～2016）」では、同 MP 調査で提案された土地利用計画の法定計画化及び法定土地利用計画案の策定を支援した。さらに「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」（以下、「CDUDCP」という。）（2020～2024）では、都市計画に基づいた都市開発管理・促進能力の強化を目標とし、都市開発管理の情報共有・課題解決のメカニズムの設立・運営や官民連携まちづくり、建設許可・建築基準策定等の分野における能力強化が支援された。

しかしながら、首都ビエンチャンの持続可能な発展促進のためには、CDUDCP において能力強化された都市課題解決のメカニズムの実装や、都市開発事業を促進する経験が不足しており、公共事業運輸省住宅都市計画局

(DHUP) 及び首都ビエンチャン公共事業運輸局 (DPWT) をはじめとした関連組織に対する引き続きの能力強化が必要な状況である。

加えて、首都ビエンチャンの中心部に位置するチャオ・アヌウォン・スタジアム (CA スタジアム) は、現在、無償資金協力「チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画」が進められている。同事業は、障害者を含むアスリートや市民によるスタジアムの利用を通じて、国内の障害者の社会参加の促進、スポーツ・文化活動の振興、都市環境の改善に寄与することを目的としている。現在、教育スポーツ省 (MOES) では CA スタジアムの運営・維持管理・多目的利用の方策を検討している一方、同スタジアム周辺のインクルーシブな空間開発やアクセシビリティの確保など、スタジアム自体だけでなく、周辺エリア全体の地区活性化やまちづくりについても日本に期待が寄せられている。

係る状況を踏まえ、CA スタジアム周辺の地域づくりを通じて、DHUP、DPWT 及びその関係機関における、都市開発やまちづくりに係る能力向上を目的とした技術協力プロジェクトを実施するものである。「チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト (以下、本事業)」において、「ウェルビーイングなまちづくり」とは、都市空間・制度及びサービスの改善を通じて、人々が安全に移動でき、歩行しやすい環境を確保するとともに、公共空間・公共サービスへのアクセスを可能とし、計画立案および事業実施に関する意思決定過程に主体的に参画できるまちづくりを目指すものである。あわせて、障害者や女性を含む多様なステークホルダーの参画と視点を重視し、安全性、快適性および経済性の観点から、多様な人々の生活の質の向上を図る。

また、本事業の実施にあたっては、CDUDCP を含むこれまでの協力の成果である、官民連携まちづくりガイドラインや都市経営プラットフォーム、GIS プラットフォームなども活用する。さらに、実施においては、我が国地方自治体の知識・経験をラオス国へ共有しつつ、我が国とラオス国が共に学び合う Study Visit (ラオスと日本の地方自治体間の知見交換本邦研修) 等を通じて地方創生に寄与することを目指す。

(2) 首都ビエンチャン地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対ラオス国国別開発協力方針 (2019 年) では、重点分野のひとつとして「環境・文化保全に配慮した均衡のとれた都市・地方開発を通じた格差是正」を行うことを掲げ、均衡の取れた形での社会基盤の整備及び経済発展を実現するため、環境・文化と調和した社会構築に資する支援 (都市交通改善、文化保全に配慮した観光開発など) を行うこととしている。

また、対ラオス国 JICA 国別分析ペーパー（2024 年）においても、重点課題 2「周辺国との連結性強化を通じた質の高い経済成長」において、今後の協力の方針として、都市開発分野では都市の情勢変化を踏まえ、策定された都市計画やマスタープランの実施促進等の都市開発管理に係る能力強化に資する協力を検討するとしており、本事業はこれら方針・分析に合致する。

さらに、JICA グローバル・アジェンダ「都市・地域開発」のうち、「まちづくり～人々のためのまちへ Cities for People～」クラスターで目指す、「インクルーシブで暮らしやすい個性豊かな都市・地域を日本の都市とともに実現する」というビジョンにも合致するものである。

（３） 他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）が 2016 年より実施中の「Vientiane Sustainable Urban Transport Project」において、高速バス輸送システム（BRT）の整備や駐車管理等支援を実施しており、本事業で対象とするエリアには BRT 駅やトランジットモールが建設される予定である。一方、2025 年 12 月には試行運転の結果を踏まえ BRT 計画の見直しが行われ、専用レーンの構造変更等が実施されるなど、実施が遅延している状況にある。スタジアムへのアクセシビリティの確保の観点からも、適宜情報共有を行い、相互連携を図る予定である。

3. 事業概要

（１） 事業目的

本事業は、首都ビエンチャンにおいて、チャオ・アヌウォン・スタジアム（CA スタジアム）周辺の地域ステークホルダーとの合意形成体制を整備し、まちづくりに係る計画策定及び実施能力の強化を行うことにより、「ウェルビーイングなまちづくり」のモデル提案を図り、もってウェルビーイングなまちづくりの計画が他地域において展開されることに寄与するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

首都ビエンチャン、チャオ・アヌウォン・スタジアム周辺及び市内

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：公共事業運輸省住宅都市計画局、首都ビエンチャン公共事業運輸局の都市開発管理・促進に従事する行政官

最終受益者：首都ビエンチャン住民

（４） 総事業費（日本側）

約 1.9 億円

(5) 事業実施期間

2026 年 10 月～2029 年 9 月を予定（計 36 カ月）

(6) 事業実施体制

公共事業運輸省住宅都市計画局（Department of Housing and Urban Planning: DHUP）首都ビエンチャン公共事業運輸局（Department of Public Works and Transport : DPWT）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 50.0M/M）：

長期専門家：まちづくり運営促進（合意形成）/業務調整

短期専門家：都市計画（地区計画）

短期専門家：都市情報管理（GIS）

短期専門家：コミュニティ活動促進/Study Visit 調整管理

短期専門家：モデルストリート整備

短期専門家：障害主流化

② 研修員受け入れ：

本邦研修（Study Visit: ラオスと日本の地方自治体間の知見交換本邦研修）

③ 機材供与：

無し

2) ラオス国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA は、首都ビエンチャンにおいて、2009 年から都市開発分野における支援を開始し、都市開発マスタープラン策定や土地利用・開発目的別のエリア分けを目的としたゾーニング計画作成。技術協力「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」（2020 年～2024）では、都市開発管理メカニズムの強化、GIS プラットフォーム構築、官民連携まちづくりガイドライン策定等、都市開発管理能力を強化してきた。本事業においては、当該事業で形

成された都市開発管理メカニズムの実装や、GIS プラットフォーム及び官民連携まちづくりガイドラインの有効活用を行う。

また、都市交通分野においても、ビエンチャンバス公社に対しバス車両供与を行う無償資金協力や、技術協力「持続可能な都市交通システム能力向上プロジェクト」(2018～2023)においてバス公社の運営能力強化を実施してきた。本事業においても、CA スタジアム周辺のアクセシビリティ確保の観点からバス公社との連携も図っていく。

現在、障害者の社会参加やスポーツ・文化活動の振興に貢献することを目的とした無償資金協力「チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画」(2024年1月～2028年8月)支援が進められており、CA スタジアムの運営に関わるスタジアム企画運営アドバイザーも 2026 年度夏頃派遣予定。本事業においても、密な連携を図っていく。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

国連人間居住計画 (UN-Habitat) は、都市化の課題と機会について様々なステークホルダーと議論するプラットフォームである「ラオス国家都市フォーラム」を設立し、国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) は、UN-Habitat と協力して「国家スマートシティ戦略」の策定を支援している。

2. (3) に記載のとおり、2016 年より ADB が実施する「Vientiane Sustainable Urban Transport Project」において、BRT の整備や駐車管理等を支援しており、本事業で対象とするエリアには BRT 駅やトランジットモールが建設される予定であると確認している。さらに他にも、歩道修繕、歩道拡張、道路交通マネジメント (車両進行方向の変更など)、Non-motorization (E-pedicab と呼ばれる、電動アシスト付き 3 輪自転車) 等の実施も予定されているが、全体的に遅れが生じている。ADB 側の事業進捗を把握しながら、密な連携を図っていく。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 (C)

2) 横断的事項 :

本プロジェクトは、温室効果ガスを 2030 年までに BAU 比 60%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献 (NDC)」における目標と矛盾が無い。また、本事業の中の、モデルストリート整備において、

気候変動の影響に強靱な設計・施工を行う予定であり、気候変動適応策（副次的目的）に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）：

＜分類理由＞本件は小規模案件であるためジェンダー案件化の対象ではないが、案件の実施に当たってはジェンダー課題へも対応を行う。詳細計画策定調査において、建設分野・都市開発分野では女性人材が少なく、意思決定過程への女性の参画機会が限定的であることから、都市開発において女性の視点が十分に反映されていないことが課題として確認された。

このため、JCC（合同調整委員会）、ワーキンググループ及び地域ステークホルダー会議においては、ラオス女性同盟とも連携しつつ、会議運営配慮（ハイブリット形式の活用や発言機会の確保等）を通じて女性の参画を促進する。また、具体的な取り組み事項として、地区計画やモデルストリート整備においては、子育て世代にも配慮した計画・設計を行い、女性の視点が計画・事業に反映されるよう取り組むことが考えられる。さらに、まちづくりイベントではスタジアムとも連携しながら、女性起業家やストリートベンダー等のイベントへの参加促進が想定される。加えて、これらの取り組みについては、ラオス女性同盟とも連携しながら、メディアやSNSを活用した情報発信に努める。

（10）その他特記事項

無償資金協力「チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画」では、障害のある人を含むアスリートや市民による CA スタジアムの利用促進を図るために、2026 年の改築後にはスタジアム施設がバリアフリー化される予定。本事業では、スタジアム本体だけでなく、その周辺空間やアクセス環境についても、様々な人が集い、時間を過ごせるようなインクルーシブな空間にすることを目指している。このため、「ウェルビーイングなまちづくり」をコンセプトに、障害主流化の視点を取り入れながら、空間整備を進める。

さらに、スタジアム周辺のまちづくり（地区計画等）やインクルーシブな地域づくりに関する知見を持つ本邦の地方自治体と連携し、技術協力プロジェクトを実施する。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標：

ウェルビーイングなまちづくりの計画が他の地域において進められている。

指標及び目標値：3 以上の地域／プロジェクトが、ウェルビーイングなま

ちづくりガイドラインを計画に適用している。

(2) プロジェクト目標：

チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりのモデルが提案される

指標及び目標値：ウェルビーイングなまちづくりガイドラインが提出され、JCC で承認される。

(3) 成果

成果 1：スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりにかかる地域ステークホルダーとの合意形成の体制が整備される。

成果 2：地域ステークホルダーと共にウェルビーイングなまちづくり計画を策定する能力が強化される。

成果 3：ウェルビーイングなまちづくり推進能力が強化される。

指標及び目標値：

成果 1

- ・地域ステークホルダーミーティングの TOR が作成されている。
- ・地域ステークホルダーミーティングが開催されている。
- ・JCC、WG、地域ステークホルダーミーティングにおける女性参加者の割合が少なくとも 15%以上である。
- ・障害者団体が WG および地域ステークホルダーミーティングに参加している。

成果 2

- ・ユニバーサル・アクセシビリティ・デザインに関するコンセプトが、計画、建築および開発に関するルールやガイドラインに組み込まれている。
- ・関係機関が、地域ステークホルダーの意見を反映したまちづくりの重要性を認識している。
- ・ステークホルダーの意見をウェルビーイングなまちづくり計画に反映させる。

成果 3

- ・モデルストリート整備の成果が、地域ステークホルダーによって肯定的に評価されている。
- ・モデルストリートにおける今後の継続的な活動の計画が議論されている。

(4) 主な活動

<活動 1>

1-1:チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心とした地域ステークホルダーを把握する。

- 1-2:地域ステークホルダーミーティングを組織する。
- 1-3: ウェルビーイングなまちづくりへの方向性を検討するために、ラオスと日本の地方自治体関係者間の学び合いプログラム (Study Visit)を実施する。
- 1-4: スタジアム運営アドバイザーと連携しつつ、関係者及び地域ステークホルダー間で、ウェルビーイングなまちづくりに向けたキックオフイベントを実施し、方向性を確認する。
- 1-5: ウェルビーイングなまちづくりを促進するための啓発活動（能力強化）を実施する。

<活動 2>

- 2-1:GIS-PF を活用しつつ、対象地域の現状調査・分析を行う。
- 2-2:関係機関に対して、GIS-PF をはじめとしたまちづくりに関する研修を行う。
- 2-3:地域ステークホルダーと共に、対象地域内の主要動線やゾーンごとの特色を踏まえた、ウェルビーイングなまちづくりのビジョンやコンセプトを作成する。
- 2-4:地域ステークホルダーと協議し、地区計画案を作成する。
- 2-5:ウェルビーイングなまちづくりのガイドライン案を作成する。

<活動 3>

- 3-1:チャオ・アヌウォン・スタジアム周辺のモデル・ストリート整備箇所を選定する。
- 3-2:ウェルビーイングなまちづくりガイドライン案に基づいて、モデル・ストリアートの整備計画を作成する。
- 3-3:モデル・ストリアートのベースライン調査を実施する。
- 3-4:ユニバーサルアクセシビリティやウォークアビリティを実証のためにモデルストリートを整備する。
- 3-5:モデル・ストリートを活用して、スタジアムの活動と連携しつつ、地域ステークホルダーと共に、ウェルビーイングなまちづくりのためのイベントを開催する。
- 3-6:モデル・ストリアートのエンドライン調査を実施する。
- 3-7:モデル・ストリート整備過程や調査結果を検証し、ウェルビーイングなまちづくりガイドライン案を修正する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

本付帯プロジェクトの開始前に、プロジェクト実施に必要なカウンターパート、予算が配置される。

(2) 外部条件

1) プロジェクト活動ならびに研修等に從事した技術職員の離職・異動が大量に生じない。

2) プロジェクト開始時期のラオスの都市計画ならびに地域開発に関する政策、戦略や規制に大幅な変更が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ラオス国の技術協力「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」(2020 年～2024 年)において、官民連携によるまちづくりのパイロット事業が中止となった経緯がある。背景として、C/P の職務範囲が都市計画・都市開発に限定されていたため、大規模な官民連携事業ではなく、C/P が実施可能な小規模な事業を選定する必要があったが、その整理が不十分であったことや、民間事業者との対話が早期かつ継続的に行われなかったことも、官民連携の構築に向けた信頼形成や役割分担の明確化を妨げる結果となり、事業の中止に至った経緯がある。その教訓として、パイロット事業の検討の手順は、候補地選定、関係者との意見交換、簡易 F/S による実現性検証、計画の作成の手順が考えられると指摘されている。本事業のモデルストリート整備を行う上での、上記の手順を踏まえて実施していく。

7. 評価結果

本付帯プロジェクトは、当国の開発課題・政策並びに我が国及び JICA の援助方針・分析に合致する。SDGs の目標 11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間居住の構築」及び目標 13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。」の達成に向けて貢献するものであることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

以上